

賃貸借契約解約通知書

通知年月日：西暦 年 月 日

私は、下記物件の賃貸借契約を解約し、明渡しを確実に履行することを確約いたします。万一、明渡しが遅延し損害が発生した場合、理由の如何を問わず賠償いたします。明渡し時において室内に残置物品があるときは、放置したものとみなし適宜処分されることを了承いたします。また、その費用は、私の負担で行います。

物件名	
解約理由	
解約日	年 月 日
立会希望日	年 月 日 時頃希望
(ふりがな) 契約者名	Ⓜ
契約者住所	〒
電話番号	
転居先住所	〒

※預かり敷金返金先は、下記銀行口座へお願いいたします。

金融機関	(銀行 ・ 信用金庫)
支店名	支店
口座番号	普通 ・ 当座
(ふりがな) 名義人	

解約手続きのご案内

◇解約手続きについて

- ・ 解約の際の賃料等は、原則として日割計算いたしません
- ・ 解約予告期限(通常は、解約を希望する月の 1 ヶ月以上前)までに「解約通知書」を当社までご郵送もしくはメールにて提出をお願いいたします。(郵送の場合は消印日が解約通知日となります)

(解約通知書 送付先)

Jbiエステート株式会社 宛 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場3-1-7
TEL:06-6241-1033 FAX:06-6241-1044
Mail:info@jbi-estate.co.jp

◇退去立会について

賃貸借契約解約時は、退去立会をお願いしております(一部例外もあります)退去立会には、以下の点を予めご承知おきください。

- ① 家財等をすべて搬出された後に退去立会をします。
- ② 立会時に室内の汚損・破損などの状況確認を行います。
- ③ 立会完了の際は、お部屋のカギをすべて(複製カギ含む)をご返却いただきます。
- ④ 立会の日時については、1週間以上前にご連絡ください。
なお、立会は当社の営業時間内(平日の9時~17時まで)となりますので予めご了承ください。
時間外をご希望の場合は、別途費用をご請求させて頂く場合がございます。
- ⑤ 汚損がひどい場合や破損がありましたら修繕費用をご請求させて頂きます。なるべく退去日までにきれいに清掃をお願いいたします。
- ⑥ ゴミ捨て場に粗大ごみを放置されますと、別途費用をご請求させて頂きます。退去日までに粗大ごみの処分をお願いいたします。

◇退去日までに行う手続き

- ① 退去日に合わせてお客様にて解約の手続きを必ずお済ませください
(電気・ガス・水道・インターネット・固定電話など)
- ② 最寄りの郵便局にて転居届の続きを退去日に合わせてお済ませください
(退去後、お客様宛の郵便物等につきましては当社・貸主での保管および損害等の責任は負えませんので予めご了承ください)
- ③ 火災(家財)保険の解約続きは、ご契約中の保険会社へ直接連絡をしてお済ませください